

令和元年度(2019年度)第3回政策会議

日時 令和2年(2020年)1月8日(水) 14:00~14:30
会場 市長会議室
参集者 工藤市長 谷口副市長 平井副市長 田畑企業局長 辻教育長
湯浅企画部長 小山内総務部長 小林財務部長

函館市環境基本計画[第3次計画](案)について

◎対応 林環境部長 池田環境部次長 進藤環境総務課長

◆ 議題の趣旨 ◆

函館市環境基本計画[第3次計画](案)について協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

原案のとおり、本件の内容は了承されました。

◆ おもな発言 ◆

■ 林環境部長

環境基本計画は、平成11年(1999年)に制定した函館市環境基本条例に基づき、これまで第1次、第2次計画を策定し、環境保全に取り組んできたが、第2次計画の計画期間が今年度までとなっており、次期の第3次計画を策定しようとするものである。

また、策定にあたって、諮問機関である函館市環境審議会へ諮問し、おおむね妥当であるとの答申をいただいたところである。

今回の計画については、より市民や事業者の関心を高め、理解を深めていただくため、シンプルで、わかりやすいものということコンセプトに作成している。特にポイントとしては、地球温暖化対策やプラスチックごみ問題、食品ロスなどである。プラスチックごみ問題については民生常任委員会の方でも調査事件として取り上げていただいております、近年の動向を踏まえながら、策定をしたところである。

■ 進藤環境総務課長

まず、第1章の計画の基本的事項である。計画策定の趣旨だが、平成11年に環境基本条例を制定した上で、第1次、第2次計画を策定し取り組んできたことにより、本市の環境の状況はおおむね良好に推移している。一方、近年の世界の動向は、地球温暖化対策、海洋プラスチックごみ問題、食品ロス、生物多様性の損失などへの地球規模での取組が活発化してきており、国においても各種施策を推進していくこととしている。こうしたなか、第2次計画の計画期間が令和元年度(2019年度)までとなっていることから、今後も、近年の動向や本市の環境の状況に適切に対応し

ていくため、第3次計画を策定する。

計画策定の目的であるが、これは従前の計画と同様、環境施策を、市民・事業者・市が、相互に協力、連携しながら、総合的・計画的に推進するためとしている。

計画の位置付けであるが、これも従前と同様に、環境基本条例に基づくものであることなどを掲載している。

計画期間であるが、令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までとしている。今回は、SDGsの目標年次の2030年にあわせ、11年間としたところであり、令和7年度(2025年度)を中間目標年次とし、必要に応じて見直すこととしている。

計画の対象範囲であるが、これも従前と同様に、市内全域を対象として、地球環境、自然環境、快適環境、生活環境の4分野としている。

計画とSDGsとの関連性についても掲載している。

次に、第2章の函館市がめざす環境像である。まず、めざす環境像として、「豊かな自然と歴史ある町並み みんなで守り未来へつなぐ環境にやさしいまち はこだて」としている。

これは、守るべきものを明確に表し、本市に集うすべての人が、環境に配慮した行動をとり、環境への負荷の少ない社会を築いて、将来に引き継いでいくという意味を込めて定めている。

基本目標であるが、めざす環境像を実現するために5つの基本目標を定めている。

次に、第3章の施策の展開である。まず、施策の体系であるが、先ほどの5つの基本目標に基づき、柱となる基本施策を定め、具体的な施策の内容を個別施策として設定している。

ここで、このたびの計画の全般的な話をさせてもらおうと、施策の内容としては、地球温暖化対策など、近年の動向を踏まえながら、これらの対策を盛り込んだものとしている。

具体的には、基本目標1の地球環境の保全の地球温暖化対策、個別施策としては地球温暖化対策の総合的・効果的な推進というところになるが、パリ協定採択後の動向を踏まえながら、温室効果ガス削減のための第2次の温暖化対策実行計画を策定することや、新たに、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策について検討していくこととしている。

また、基本目標2の循環型社会の形成の、基本施策1、3Rの推進のなかで、新たに、食品ロス削減のための各種対策を検討することとしている。また、同じく循環型社会の形成の、基本施策3のプラスチックごみ対策であるが、これは新たに基本施策に位置づけて、プラごみの削減や海洋プラスチック対策に取り組むこととしている。

また、基本目標3の自然との共生社会の実現の、基本施策1の生物多様性の保全については、これまでも自然保護や希少動植物の保護に取り組んできたが、改めて基本施策として位置づけたところである。

基本施策については全部で12あるが、施策ごとに、「本市の現状と課題」、「施策の方向性」、「指標としての環境目標および環境基準」、「主な関連計画」、「施策の内容」をそれぞれ掲載している。

次に、第4章の市民や事業者に求められる主な取組であるが、5つの基本目標ごとに、市民や事業者に取り組んでいただく内容を掲載している。

次に、第5章の計画の推進であるが、まず、推進体制として、従前と同様、庁内関係部局で構成する「地球にやさしいまちづくり協議会」で調整を図りながら進めることや、地域として一体的に取り組めるよう、環境づくりに努めることとしてい

る。

計画の進行管理であるが、年次報告書となる函館市環境白書を作成し公表することや、最新値の把握や市民アンケート調査を行い、点検・評価すること。環境審議会に毎年、進捗状況を報告し、意見・提言を踏まえ取り組むことを掲載している。

この市民アンケート調査であるが、これまで環境モニター制度で、市民の意識や意見の把握をしてきたが、環境モニターについては、近年、人材の確保が困難なことや、世代に偏りが出ていることから、今後は、若い世代も含めて、バランスよく、より多くの人の声を聞くため、環境モニター制度を廃止し、1000人規模の市民アンケート調査に替えるものである。

今後のスケジュールであるが、2月にパブリックコメントを実施し、3月に実施結果の公表、3月中に計画の決定をしたいと考えている。

■工藤市長

プラスチックごみ対策だが、コンビニ等のレジ袋についての規制はもう始まっているのか。

■林環境部長

令和2年(2020年)7月から有料化になる。

■工藤市長

法律で有料化することか。

■林環境部長

法律でということである。現在は任意で有料化をおこなっているところもあるがコンビニエンスストアやドラッグストアなどでは無料で配付している状況である。今後は有料化になる。

■工藤市長

市内のスーパー等の有料化は条例や協定でおこなっているのか。

■池田環境部次長

協定である。主なところは有料化している状況である。

■工藤市長

ヨーロッパ等では茶色い昔ながらの紙の袋に入れていることが多いが、規制だけではなく、そのような袋の促進などについては考えないのか。

■林環境部長

今はマイバッグ、エコバッグの推進をしている。

■工藤市長

それではエコバッグを無償で配るなどしてはどうか。

■林環境部長

検討してみたい。

■湯浅企画部長

本編の35ページ計画の推進において、環境目標等に関して最新値などを把握して点検・評価をしていくということで話があった。36ページに環境目標等一覧があるが、これを参考資料にしている理由は何か。計画本編には入れないのか。

■進藤環境総務課長

本編の中に環境目標などは全て入っており、それを取りまとめたものなので参考資料としている。

■湯浅企画部長

ほかに意見がないようなので原案のとおり了承とさせていただきます。